

寺有財産処分承認申請書

年 月 日

総 長

殿

申請寺院

(所在地)

〒

(寺院名)

教区

組

寺

住 職

住職代務

印

上記寺院が所有する別記物件を、売却・貸与・譲渡・交換・担保したいので、
承認下さいますようお願い書類を添えて申請します。

上記差し支えありませんから奥印します。

組 組 長

印

上記進達します。

教区教務所長

印

◎ 添 付 書 類

1. 理 由 書
2. 門徒総代の同意書
3. 責任役員会議事録（抜粋）
4. 公告証明書
5. 公 告 文（財産処分の要旨）
6. 契 約 書（案）
7. 処分する物件の登記簿謄本（写不可）

〔註1〕 処分の種別により、下記の事項を記載すること。

- （1）売却の場合は、売却価格その他必要な事項
- （2）貸与の場合は、有償・無償の別（有償のときはその価格）、貸与期間その他必要な事項
- （3）譲渡、交換の場合は、その他必要な事項
- （4）担保の場合は、借入金額・返済期間その他必要な事項

〔註2〕 公告は、少なくとも行為の1月前でなければならない。

〔註3〕 公告の初日は、公告期間（10日間）に算入しない。

例：公告を4月1日に掲示した場合、公告期間は4月2日から11日までとなり、翌12日に取り外すため、実際には4月1日から12日まで、あしかけ12日間を要する。

〔註5〕 仮代表役員（仮責任役員）について

代表役員（責任役員）は、この寺院と利益が相反する事項については代表権（議決権）を有しないため、寺則第18条の規定に基づき、仮代表役員（仮責任役員）の選定が必要となる。

- （1）仮代表役員は、寺院が所在する教区の教務所長又は教務所長が指名する者となる。
- （2）仮責任役員は、代表役員が選定した者となる。

理 由 書

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

寺 住 職



同意書

宗教法人「寺」の別記物件を、することに
同意します。

年 月 日

宗教法人「寺」

門徒総代

門徒総代

門徒総代

門徒総代

門徒総代

※記載欄不足の場合は、別の用紙にて補完のこと

[註1] 門徒総代の署名捺印は、寺則に規定する定数を必要とする。

[註2] 門徒総代への諮問は、公告する以前に行うこと。

責任役員会議事録（抜粋）

1. 開催日時 年 月 日 時 分から
時 分まで
2. 開催場所
3. 出席者 代表役員
責任役員
責任役員
4. 議題 宗教法人「 寺」の財産処分について
5. 議事の経過 代表役員 が議長となって、出席者を確認し、責任役員会の開会を宣した。
代表役員から、この寺院の財産の一部処分の理由を説明し、別記物件を することについて、全員の賛成を得てこれを議決した。
6. 議決事項 宗教法人「 寺」の別記物件を.....する。

上記の通り相違ないことを証明します。

年 月 日

宗教法人「 寺」

代表役員 ⑩

責任役員 ⑩

責任役員 ⑩

※記載欄不足の場合は、別の用紙にて補完のこと

〔註1〕 責任役員の署名捺印は、寺則に規定する定数を必要とする。

〔註2〕 責任役員会の議決は、公告する以前に行うこと。

公 告 証 明 書

宗教法人「
寺」の財産を処分するため、宗教法人法第23条並びに
当寺院の寺則第5条及び第28条の規定により、下記の通り公告しました。

記

1. 公告の方法

年 月 日から、 年 月 日まで10日間、
.....
に掲示した。

2. 公告文 別紙の通り

年 月 日

宗教法人「
寺」

代表役員

印

上記の事実を確認したことを証明します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

〔註1〕 公告の掲示は、あしかけ12日間を要する。

〔註2〕 確認者3名は、門徒その他の利害関係人とする事。

〔註3〕 証明は、公告を取り外した日以降に行う事。

公 告 文

このたび、別記要旨の通り、宗教法人「 寺」の財産を

することになりましたので、宗教法人法第23条並びに

.....
当寺院の寺則第5条及び第28条の規定により公告します。

門徒その他利害関係人

年 月 日

所 在 地

.....
宗教法人「 寺」

代表役員

Ⓢ

財産処分の要旨

1. 財産処分の理由

.....

.....

2. 処分する物件の表示

(1) 土地

① 所在

② 地番

③ 地目

④ 地積

(2) 建物

① 所在

② 種類

③ 構造

④ 床面積

3. 処分の種別

① 価格

② 期間

③ その他

4. 処分の相手

① 住所

② 氏名

5. 処分による取得金の使途又は保管方法

.....

〔註1〕 物件の表示は、登記簿謄本の表示に合わせて記載すること。

〔註2〕 交換の場合は、交換により取得する物件の表示も記載すること。